

## サービスの利用料及び利用者負担（訪問介護 1回につき）

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める、次の介護給付費の介護保険負担割合証に記している負担割合金額を負担していただきます。（毎年、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」による）

身体介護 中心型	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分増すごとに
	3,038円	4,813円	7,037円	1,021円
身体介護に 引き続き 生活援助を 行った場合	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上	
	814円	1,628円	2,443円	
生活援助 中心型	20分以上 45分未満	45分以上		
	2,224円	2,734円		
各種加算	2人の訪問による場合：200% 夜間・早朝加算：25% 深夜加算：50% 生活機能向上連携加算Ⅰ：1,105円 生活機能向上連携加算Ⅱ：2,210円 緊急時訪問介護加算：1,105円 初回加算：2,210円 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：13.7% 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 6.3% 特定事業所加算（Ⅱ）：10% ※令和3年4月1日～9月30日までの間：0.1%			

### 〈その他の費用〉

1. 買い物などで自動車を使用した場合の交通費は1km44円（税込）の額、及び交通機関を利用した場合は実費を徴収します。
2. 通常の事業の実施区域を越えて行う活動に要する費用は通常の事業の実施地域を超えた地点から次の額を徴収します。
  - ①片道5km未満 220円（税込）
  - ②片道5km～10km未満 440円（税込）
  - ③片道10km以上、5kmごとに 220円（税込）加算

※ その他の費用を改定する際には、1か月以上前に利用者又はその家族に文書で連絡します。